

第2次柳井市再犯防止推進計画

《令和8年度～令和12年度》



令和8年3月

柳井市

はじめに

罪を犯した人の中には、出所の際に住居や就労先が確保できず不安定な生活を送る人や高齢、障がい、生活困窮など様々な困難や課題を抱えている人がいます。

本市では、そのような人の立ち直りを支援し、再犯を防ぐことで、罪のない人の犯罪による被害を防ぐことが、安心・安全に暮らすことができる社会の実現につながると考えてきました。令和3年3月には「再犯の防止等の推進に関する法律」にもとづく「柳井市再犯防止推進計画」を策定し、関係機関等と連携しながら再犯防止に取り組んできました。

国は、令和5年3月に機能し始めた再犯の防止等に向けた取組を更に深化させ、推進していくことを目的とした「第二次再犯防止推進計画」を策定し、山口県においても、令和6年3月に新たな再犯防止の施策の方向性を明らかにした「第二次山口県再犯防止推進計画」が策定されました。

こうした背景のもと、本市ではこの度、「柳井市再犯防止推進計画」を踏襲する形で取り組む施策の方向性を定めた「第2次柳井市再犯防止推進計画」を策定しました。

本計画の策定に際しては、柳井市再犯防止推進会議で審議を重ねてまいりました。委員の皆様からは、それぞれの立場から貴重な御意見や御提言をいただきましたことに心から感謝いたしますとともに、本計画の目的を実現すべく市民の皆様にはなお一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

令和8年3月

柳井市長

井原 健太郎

<目次>

第1章 計画の策定に当たって

1	計画策定の目的	1
2	計画の位置付け	1
3	計画期間	1
4	計画の策定過程	1・2
5	再犯防止施策の対象者	2

第2章 犯罪情勢等について

1	全国の刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率	3
2	全国の新受刑者中の再入者数及び再入者率	4
3	山口県市町別刑法犯認知（発生地主義）状況	4・5

第3章 計画の基本方針

1	基本方針	6
---	------	---

第4章 市の取組事項

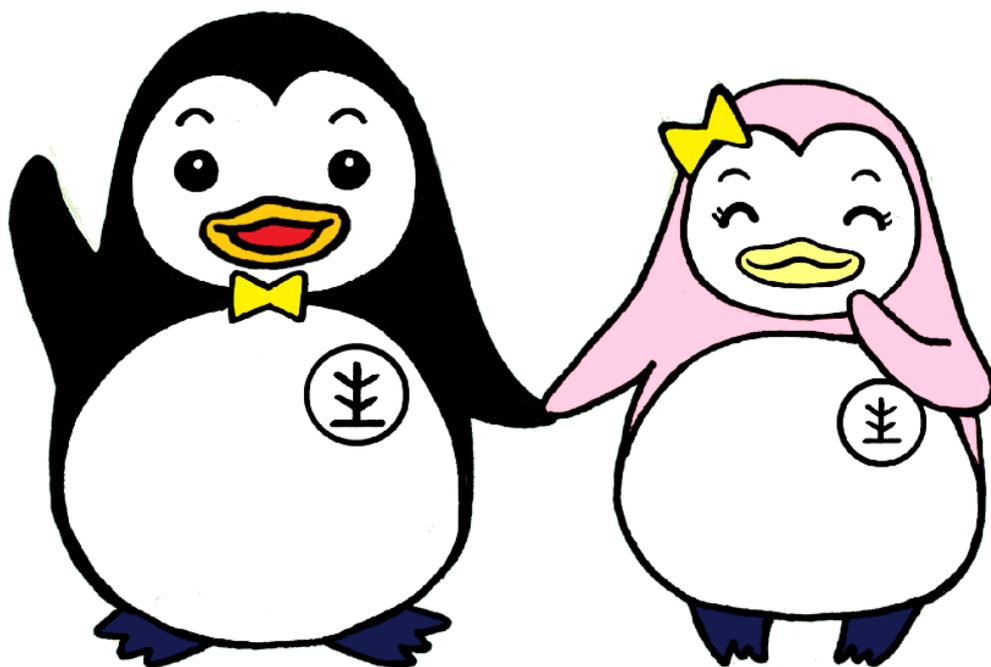
基本方針1	広報・啓発活動の推進	6・7
基本方針2	就労・住居を確保するための取組の推進	8・9
基本方針3	行政・福祉サービスの確実な提供及び関係団体との連携強化	9～12

第5章 市の推進体制

1	関係機関・関係者との連携・協力	13
2	庁内の実施体制	13

資 料

1	パブリックコメントの実施結果	14
2	柳井市再犯防止推進会議設置要綱	15・16
3	柳井市再犯防止推進会議委員	16
4	柳井市再犯防止推進計画策定に関わる担当部局一覧	17



更生保護マスコットキャラクター
「更生ペンギンのホゴちゃんとサラちゃん」

第1章 計画の策定に当たって

1 計画策定の目的

全国の刑法犯（「刑法」等の法律に規定される犯罪）の認知件数は年々減少し、令和3年には戦後最少となりましたが、一方で、検挙人員に占める再犯者の比率（再犯者率）が約50%に及ぶなど、安心して暮らせる地域社会の実現に向け、「再犯」をどのように防止するかが重要な課題となっています。

このような状況の中、「再犯の防止等の推進に関する法律」（以下「法」という。）に基づき、国の計画である「再犯防止推進計画」を令和5年3月に、山口県の計画である「山口県再犯防止推進計画」を令和6年3月に、それぞれ必要な見直し等を行い「第二次再犯防止推進計画」及び「第二次山口県再犯防止推進計画」が策定されました。

本市においても、再犯防止施策を推進することで、住民が犯罪による被害を受けることを防ぎ、安全・安心に暮らすことができる社会の実現を目指し、本市が取り組む施策の方向性を明らかにするために「第2次柳井市再犯防止推進計画」を策定します。

2 計画の位置付け

この計画は、法第8条第1項に定める地方再犯防止推進計画として策定します。

3 計画期間

計画期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

なお、今後の社会情勢の変化や、国や県の計画の見直し等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行います。

4 計画の策定過程

柳井市再犯防止推進会議において、計画の策定方針や重点的に取り組む項目等について協議するとともに、取組の推進等についても意見を伺い計画案のとりまとめを行いました。また、計画の策定過程において、パブリックコメントを実施し、広く市民の意見や提案等を募集するとともに、その状況を公表してきました。

- (1)「柳井市再犯防止推進会議」の開催
第1回 令和7年11月19日開催

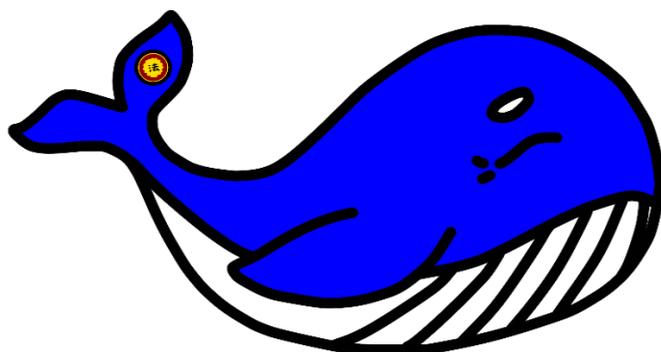
第2回 令和8年2月20日開催

(2) パブリックコメントの実施

令和7年12月15日から令和8年1月13日の間、市ホームページなどでパブリックコメントを実施

5 再犯防止施策の対象者

この計画において「犯罪をした者等」とは、法第2条第1項で定める者で、犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年をいう。）若しくは非行少年であった者をいう。



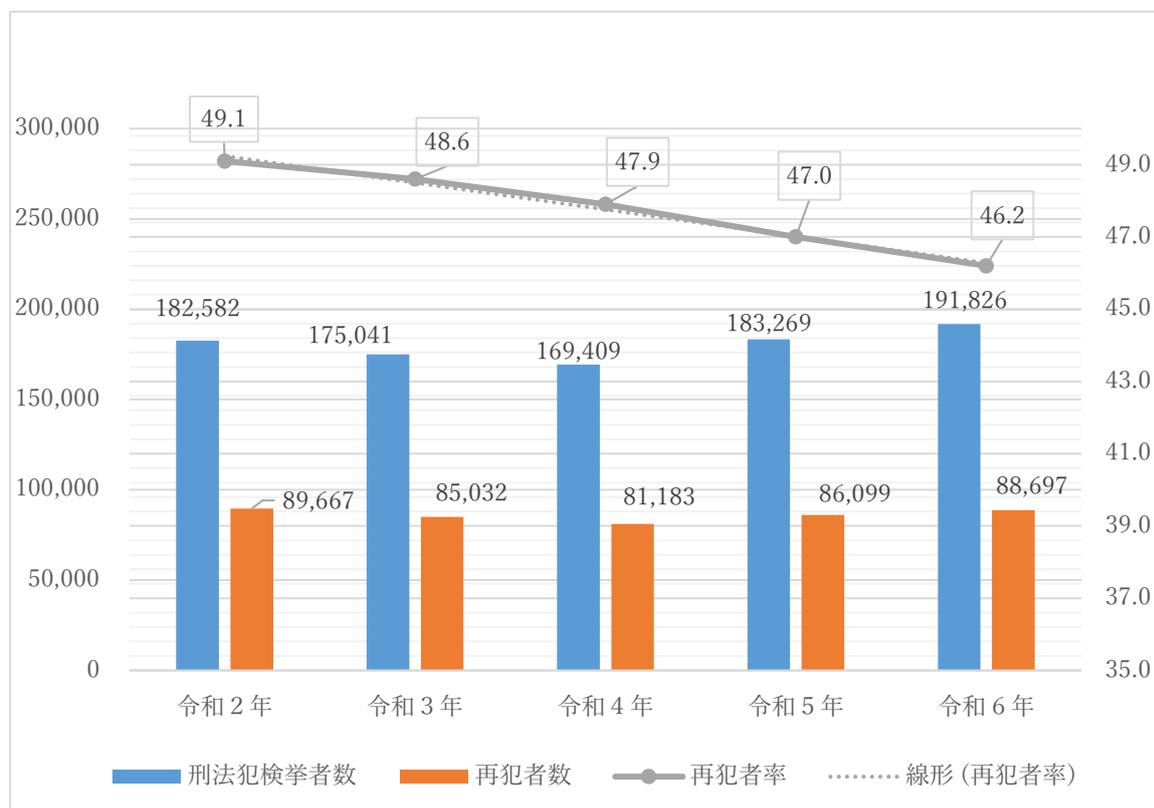
更生保護マスコットキャラクター
「保護司のクジラ先生」

第2章 犯罪情勢等について

1 全国の刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率

(単位：人、%)

	刑法犯検挙者数		
		再犯者数	再犯者率
令和2年	182,582	89,667	49.1
令和3年	175,041	85,032	48.6
令和4年	169,409	81,183	47.9
令和5年	183,269	86,099	47.0
令和6年	191,826	88,697	46.2



※「刑法犯再犯者」は、刑法犯により検挙された者のうち、前に道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり、再び検挙された者をいう。

※「刑法犯再犯者率」は、刑法犯検挙者数に占める再犯者数の割合をいう。

～令和7年版再犯防止推進白書より～

2 全国の新受刑者中の再入者数及び再入者率

(単位：人、%)

	新受刑者数		
		再入者数	再入者率
令和4年	14,460	8,180	56.6
令和5年	14,085	7,748	55.0
令和6年	14,822	7,957	53.7

※「新受刑者」は、裁判が確定し、その執行を受けるため、各年中に新たに入所した受刑者などをいう。

※「再入者」は、受刑のため刑事施設に入所するのが2度以上の者をいう。

※「再入者率」は、新受刑者数に占める再入者数の割合をいう。

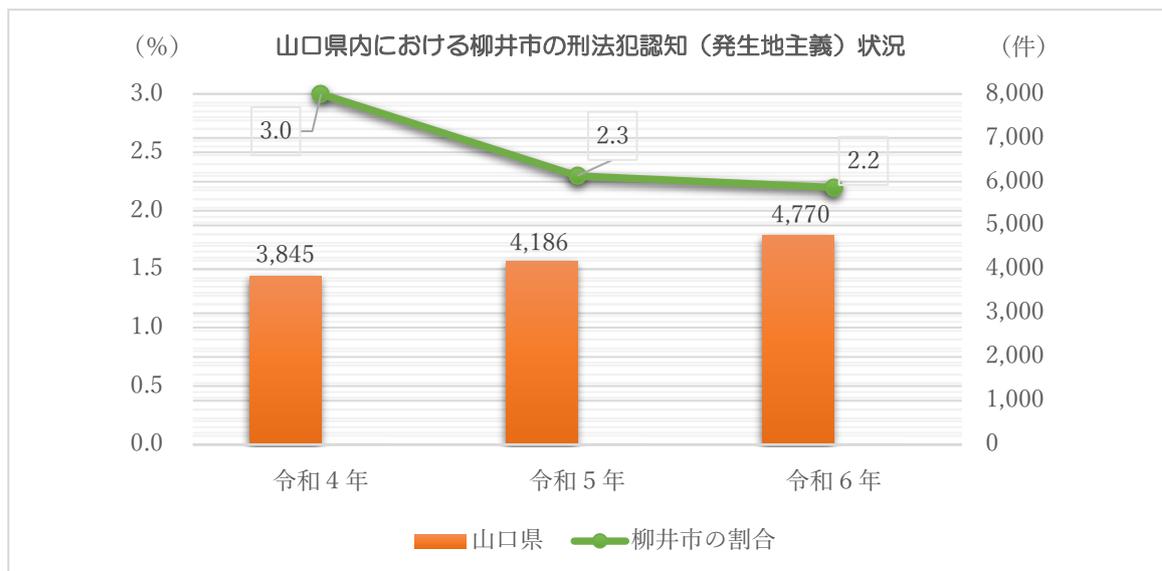
～令和7年版再犯防止推進白書より～

3 山口県市町別刑法犯認知（発生地主義）状況

山口県における刑法犯の認知件数は近年増加傾向であり、柳井市における刑法犯の認知件数は100件前後で推移しています。また、柳井市では窃盗犯の割合が近年一定数を占める傾向にあります。

(単位：件、%)

	罪種	令和4年	令和5年	令和6年
山口県の認知 件数	刑法犯総数	3,845	4,186	4,770
	凶悪犯	25	30	37
	粗暴犯	326	356	365
	窃盗犯	2,397	2,627	3,128
	知能犯	371	447	502
	風俗犯	54	65	123
	その他の刑法犯	672	661	615
うち柳井市の 認知件数	刑法犯総数	116	96	105
	凶悪犯	1	1	1
	粗暴犯	15	7	8
	窃盗犯	68	66	69
	知能犯	7	7	9
	風俗犯	1	0	9
	その他の刑法犯	24	15	9
柳井市の割合		3.0	2.3	2.2



※「発生地主義」は、山口県警察が認知した事件の検挙数（他の都道府県警察による検挙を含む。）をいう。

※「認知件数」は、警察において発生を認知した事件の数をいう。

※「凶悪犯」は、殺人・強盗・放火・不同意性交等をいう。

※「粗暴犯」は、凶器準備集合・暴行・傷害・脅迫・恐喝をいう。

※「窃盗犯」は、侵入盗・乗り物盗（自動車、オートバイ、自転車）・非侵入盗（侵入盗と乗り物盗を除く）をいう。

※「知能犯」は、詐欺・横領（占有物離脱物横領を除く）・偽造・汚職・背任・あっせん利得等をいう。

※「風俗犯」は、賭博・わいせつをいう。

※「その他の刑法犯」は、占有物離脱物横領・業務上過失致死傷（交通関係を除く）・公務執行妨害・住居侵入・誘拐・器物損壊等をいう。

～山口県警察ホームページより作成～

第3章 計画の基本方針

1 計画の基本方針

第二次再犯防止推進計画や第二次山口県再犯防止推進計画などを踏まえつつ、本市の各種状況や取組の継続性などを勘案し、柳井市再犯防止推進計画の基本方針を踏襲し、以下の3つの項目を本計画の基本方針とし、関係機関などと連携を図りながら取り組んでいきます。

【基本方針】

- 1 広報・啓発活動の推進
- 2 就労・住居を確保するための取組の推進
- 3 行政・福祉サービスの確実な提供及び関係団体との連携強化

第4章 市の取組事項

【基本方針1】 広報・啓発活動の推進

再犯防止の取組には、市民の理解と協力が不可欠です。そこで、社会を明るくする運動をはじめとする広報・啓発活動に取り組めます。

◆現状認識と課題等

(略) 再犯の防止等に関する施策を効果的かつ迅速に実施するためには、(中略) 効果的な広報・啓発活動の実施等が必要である。

政府においては、これまで、(中略)「再犯防止啓発月間」や「“社会を明るくする運動” 強調月間」等を中心とした広報・啓発活動などに取り組んできた。

しかしながら、いまだ課題は多く、(中略) 官民の関係者・関係機関の相互理解などの取組を更に進める必要がある。

～第二次再犯防止推進計画(第7 1. 再犯防止に向けた基盤の整備等)より～

◆市の取組

①「社会を明るくする運動」強調月間等における啓発活動の推進

「社会を明るくする運動」は、犯罪や非行の防止と犯罪をした者等の更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全・安心な地域社会を築こうとする全国的な運動です。毎年7月は「社会を明るくする運動」の強調月間であり、啓発活動を行っています。

本市では、7月上旬に関係機関や関係団体等と連携し、街頭啓発活動を行っており、運動への理解を深めています。

また、毎年、市内小・中学校の児童・生徒を対象にして「社会を明るくする運動」の作文を募集しています。全国表彰や山口県表彰のほか、柳井保護区保護司会会長表彰も行い、啓発に努めています。

再犯の防止等についての関心と理解を深めるため7月は、法第6条第2項により「再犯防止啓発月間」にも位置付けられており、「社会を明るくする運動」に合わせ、再犯防止に関する広報・啓発活動を進めます。



啓発活動（ゆめタウン柳井）



幸福（しあわせ）の黄色い羽根

②市報・市ホームページ等による広報

これまでも市報や市ホームページ等により、7月の「社会を明るくする運動 強調月間」や「再犯防止啓発月間」等の更生保護に関する情報発信を行ってきましたが、更なる充実を図ります。

③矯正展等への協力

矯正行政及び被収容者の社会復帰に対する理解と協力を得るため、毎年、全国各地で矯正展が開催されています。岩国市にある岩国刑務所でも、矯正展が開催されているので、開催の情報など広く市民に周知するため、市の広報を充実させます。

④広域的な活動の検討

県内各市町において再犯防止推進計画が策定されています。近隣の市町間で、情報交換や交流を行うことにより、同一歩調での再犯防止の取組を推進します。

【基本方針2】 就労・住居を確保するための取組の推進

犯罪をした者等が安定した生活を送るためには、就労及び住居の確保が必要不可欠です。そこで、関係機関と連携した就労支援及び住居の確保に努めます。

(1) 就労の確保等

◆現状認識と課題等

不安定な就労が再犯の要因になっている（中略）。

（中略）依然として、保護観察終了時に無職である者は少なくないこと、実際に雇用された後も人間関係のトラブル等から離職してしまう者が少なくないことなどの課題があるほか、職業訓練を社会復帰後の就労に結び付くものとしていく必要があるとの指摘もある。

これらの課題に対応するため、適切な職業マッチングを促進するための多様な業種の協力雇用主^(※1)の開拓、寄り添い型の就職・職場定着支援、（中略）等を更に充実させる必要がある。

～第二次再犯防止推進計画（第1 1. 就労の確保等）より～

◆市の取組

①生活困窮者自立支援事業^(※2)等による支援

生活困窮者自立相談支援事業による支援を通じ、生活の安定化を図ります。また、ハローワークなどと連携し、就職及び就労の定着を図ります。

②障がい者への就労支援

就労を希望する障がい者などが抱える課題に応じ、障害者就業・生活支援センターなどと連携し、就業や生活面での支援を行います。

③ハローワークとの情報共有

ハローワークが実施している再犯防止に繋がる「刑務所出所者等就労支援事業」や各種制度など、関係機関等での情報共有を図ります。

④協力雇用主の周知促進

犯罪等の前歴のために定職に就くことが難しい保護観察対象者や矯正施設出所者などを雇用し、改善更生に協力する民間雇用主、いわゆる協力雇用主についての周知を図ります。

(2) 住居の確保等

◆現状認識と課題等

適当な帰住先が確保されていない刑務所出所者の2年以内再入率が、更生保護

施設等へ入所した仮釈放者に比べて約2倍高くなっていることから明らかなように、適切な帰住先の確保は、地域社会において安定した生活を送るための欠かせない基盤であり、再犯の防止等を推進する上で最も重要な要素の一つといえる。(中略)

しかしながら、依然として、満期釈放者のうちの約4割が適当な帰住先が確保されないまま刑務所を出所していることや、出所後、更生保護施設等に入所できても、その後の地域における定住先の確保が進まない場合があるなどの課題もある。(中略)

～第二次再犯防止推進計画(第1 2. 住居の確保等)より～

◆市の取組

①公営住宅の受け入れ等

公営住宅の募集状況などについて、市広報や市ホームページなどを活用し、情報提供を行います。

②生活困窮者自立支援事業住居確保給付金^(※3)の活用

生活困窮者自立支援事業住居確保給付金を活用し、生活の基礎となる住居の確保を図ります。

③住宅確保要配慮者に対する居住支援

山口県居住支援協議会^(※4)が開催する協議などを通じ、特別な事情を有するため民間賃貸住宅への入居が制限されるなど、住宅を確保することが難しい住宅確保要配慮者に対する居住支援について研究を進めます。

【基本方針3】 行政・福祉サービスの確実な提供及び関係団体との連携強化

犯罪をした者等が再び罪を犯すことなく地域で安定した生活を送ることは大切です。そこで、行政サービスや福祉サービスを必要としている人に対し、確実にサービスを提供するとともに、保護観察所^(※5)や保護司会などの関係団体との連携を強化し、息の長い支援を行います。

(1) 保健医療・福祉サービスの利用支援

◆現状認識と課題等

高齢者や知的障害、精神障害のある者等、福祉的ニーズを抱える者をよりの確に把握していく必要があること、福祉的支援が必要であるにもかかわらず、本人が希望しないことを理由に支援が実施できない場合があること、支援の充実に向け、刑事司法関係機関、地域生活定着支援センター^(※6)、地方公共団体、地域保健医療・福祉関係機関等の更なる連携強化を図る必要があることなどの課題もあ

り、これらの課題に対応した取組を更に進める必要がある。

～第二次再犯防止推進計画（第2 保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための取組）より～

◆市の取組

①矯正施設（※7）等との連携

自立が困難な矯正施設出所者等が、出所後、速やかに保健医療・福祉サービス等を受けることができるよう、山口県地域生活定着支援センター、矯正施設、保護観察所等との連携強化を図ります。また、関係機関に対し、本市が実施している保健医療・福祉サービスなどに関する情報提供に努め、関係機関との情報共有を図ります。

②地域における福祉的支援

保健医療・福祉サービスは、犯罪をした者等であるか否かにかかわらず提供されます。保健医療・福祉サービスの手続に来られた人が犯罪をした者等であるか否かを把握することは難しいため、保護司（※8）、民生委員・児童委員（※9）、自治会長、福祉員（※10）、地域包括支援センター、社会福祉協議会などとの連携を強化し、日常生活における福祉的支援を進めます。

③薬物依存者への支援

山口県精神保健福祉センター及び山口県柳井健康福祉センターと情報共有し、連携を図ります。

また、薬物乱用の危険性、有害性を正しく認識するよう、薬物乱用防止指導員（※11）や薬物乱用防止推進員（※12）と連携し、地域や学校等を通じた児童・生徒、保護者等への啓発に取り組みます。

④地域福祉計画等への対応

高齢者や障がい者への福祉的支援は、地域福祉計画などに反映されています。高齢者や障がい者への福祉的支援は、犯罪をした者等であるか否かにかかわらず提供され得るものであり、罪を犯した高齢者や障がい者に対しても確実に支援に繋げることが重要です。このため、令和5年3月に策定した第4期柳井市地域福祉計画・柳井市地域福祉活動計画において「再犯防止施策の推進」を盛り込み、柳井市再犯防止推進計画に基づく施策の推進に努めることとしています。

（2）非行の防止と修学支援等

◆現状認識と課題等

我が国の高等学校への進学率は、98.8%であり、ほとんどの者が高等学校に進学する状況にあるが、その一方で、入所受刑者の33.8%は高等学校に進学し

ておらず、23.8%は高等学校を中退している。また、少年院^(※13)入院者の24.4%は中学校卒業後に高等学校に進学しておらず、中学校卒業後に進学した者のうち56.9%は高等学校を中退している状況にある。

(中略)依然として、少年院出院児に復学・進学を希望している者のうち、約7割は復学・進学が決定しないまま少年院を出院しているなどの課題もある。

(中略)また、非行が、修学からの離脱を助長し、又は復学を妨げる要因となっているとの指摘があることも踏まえ、非行防止に向けた取組を強化していく必要がある。

～第二次再犯防止推進計画(第3 1 学校等と連携した修学支援の実施等)より～

◆市の取組

①非行の防止と修学支援

非行・犯罪の防止に関する専門的知識・技術を活用した助言等を行う相談支援機関として、山口少年鑑別所に設置されている「法務少年支援センター山口」の周知を図ります。

非行を繰り返す少年については、児童相談所や少年サポートセンター^(※14)(警察)等とも連携し、保護者等への相談支援に取り組みます。

②小・中学校における取組

市内各小・中学校における薬物乱用防止に関する教室や情報モラルに関する研修会などの開催、小・中学校で連携した生徒指導に関わる情報交換、定期的な教育相談や生活アンケートの実施、生徒指導連絡協議会の開催などを通じ、児童・生徒の非行の未然防止に努めます。

問題行動などを起こした児童・生徒に対しては、スクールカウンセラーと本人や保護者との面談、個別指導による学習支援、保護観察所や保護司との緊密な連携・情報共有、必要に応じスクールソーシャルワーカー^(※15)を派遣することなどにより、本人の立ち直りを支えます。

③児童虐待等の防止

児童虐待等の深刻化を防ぐため、学校や児童相談所等の関係機関との連絡・調整機能を強化し、問題の未然防止や早期発見に努めるとともに、要保護児童等に対する一体性・連続性のある支援を行います。

(3) 関係団体の活動促進等

◆現状認識と課題等

犯罪をした者等の社会復帰支援は、数多くの民間協力者の活動に支えられている。(中略)

民間協力者のうち、保護司は、犯罪をした者等が孤立することなく、社会の一

員として安定した生活が送れるよう、保護観察官と協働して保護観察を行うなどの活動を行っており、地域社会の安全・安心にとっても、欠くことのできない存在である。(中略)

また、犯罪をした者等の社会復帰を支援するための地域に根差した幅広い活動を行う更生保護女性会(※16)やBBS会(※17)等の更生保護ボランティア(中略)など、数多くの民間協力者が(中略)、再犯の防止等に関する施策を推進する上で欠くことのできない活動を行っている。(中略)

保護司については、担い手の確保が年々困難となり、高齢化も進んでいる。(中略)保護司組織の運営を含む保護司活動の支障となる要因の軽減等について検討を進め、保護司活動の基盤整備を一層推進していく必要がある。

～第二次再犯防止推進計画(第5 民間協力者の活動の促進等のための取組)より～

◆市の取組

①民間協力者の活動促進

犯罪をした者等の立ち直りを支援する環境を醸成するため、更生保護サポートセンター(※18)の周知や、保護司、更生保護女性会など更生保護ボランティアの活動に関する広報を充実し、社会を明るくする運動及び再犯防止の広報・啓発活動を通じて更生保護ボランティアの活動を支援します。

②保護司の人材確保・面接場所確保に関する支援

保護司適任者を推薦するなど保護司会に情報提供を行うとともに、人材の育成について保護司会の取組を支援します。また、保護司が安心して利用できる面接場所の確保に努めます。

③地域福祉活動の推進

地域住民にとって身近な社会福祉協議会や民生委員・児童委員等と連携を図りながら、地域福祉を推進していきます。



「更生保護サポートセンター
やない」の正面

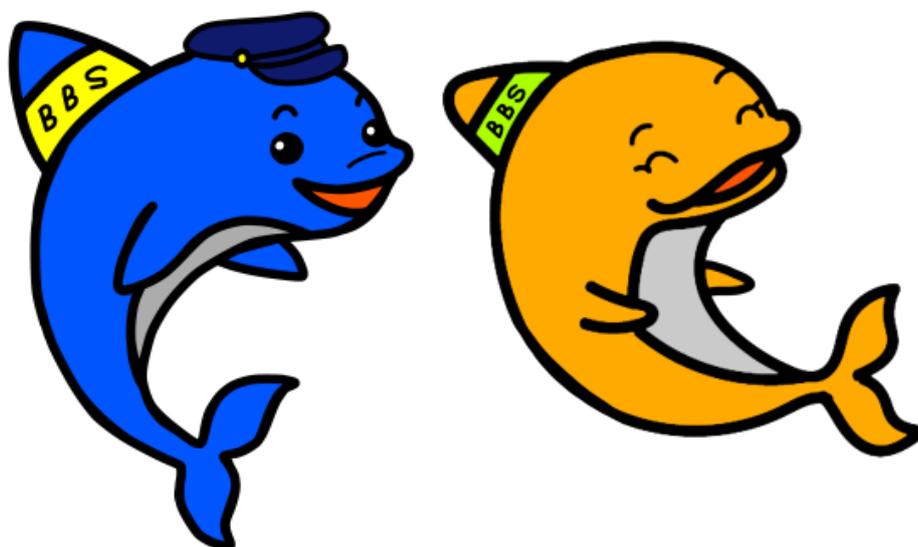
1 関係機関・関係者との連携・協力

計画の推進に当たっては、国、山口県、民間団体等と連携・協力しながら再犯の防止等に関する施策を推進します。

雇用や住居の確保等に関し、関係者による連携・協議等の場を設け、再犯の防止等を推進する方策の検討等を行います。

2 庁内の実施体制

庁内の担当部局による再犯防止を推進するための連携・協議の場を設け、情報の共有等を図りながら、庁内各部局が相互に連携して施策に取り組み、全庁一丸となって計画を推進します。



更生保護マスコットキャラクター
「BBS会員のイルカ兄さん・姉さん」

1 パブリックコメントの実施結果

(1) 意見募集期間

令和7年12月15日（月）～令和8年1月13日（火）

(2) 計画（素案）の閲覧方法

① 柳井市ホームページ

② 文書閲覧

閲覧場所：市役所健康福祉部社会福祉課
市役所 1 階情報提供コーナー
市役所各出張所・連絡所の窓口

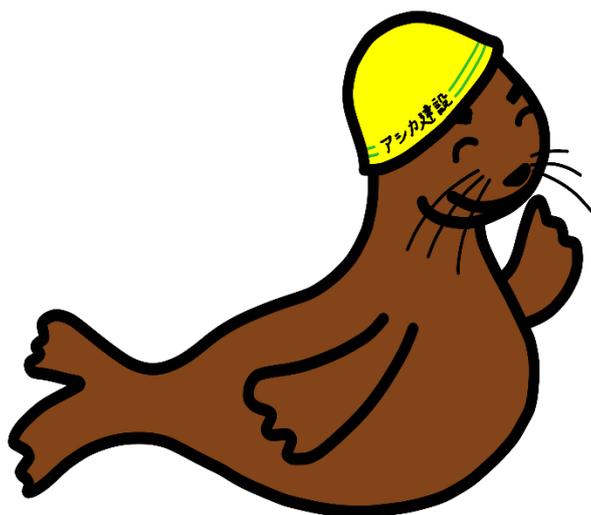
(3) 意見の提出方法

郵送、FAX、電子メール

(4) 意見の件数

応募者数 0人

応募意見 0件



更生保護マスコットキャラクター
「協力雇用主のアシカ親方」

2 柳井市再犯防止推進会議設置要綱

(設置目的)

第1条 再犯の防止等の推進に関する法律(平成28年法律第104号)の規定に基づき柳井市再犯防止推進計画(以下「計画」という。)の進行管理及びネットワークの構築を目的として、柳井市再犯防止推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 計画の策定及び取組の評価・検証に関すること。
- (2) 関係機関、団体等とのネットワークの構築に関すること。
- (3) その他計画の推進に関して必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 推進会議は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 関係行政機関
- (2) 警察機関
- (3) 保護司関係の地区組織
- (4) 福祉関係団体
- (5) 学識経験者
- (6) 前5号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(委員長及び副委員長)

第4条 推進会議に委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の中から互選により選出する。

3 委員長は、推進会議を総括する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 推進会議の会議(以下「会議」という。)は、委員長が必要に応じて招集する。

ただし、委員の委嘱後最初に開催する会議は、市長が招集する。

2 会議の議長は、委員長をもって充てる。

(資料の提出要求等)

第6条 推進会議は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、必要な資料を提出させ、又は意見を聴き、若しくは説明を求めることができる。

(任期等)

第7条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠又は増員により選任された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(庶務)

第8条 推進会議の庶務は、健康福祉部社会福祉課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、委員長が推進会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和3年8月1日から施行する。

3 柳井市再犯防止推進会議委員

(任期：令和7年8月1日～令和9年7月31日)

団 体 名	役 職
山口地方検察庁	首席捜査官
山口保護観察所	保護観察官
柳井公共職業安定所	管理課長
柳井警察署	生活安全課長
山口県柳井健康福祉センター	保健環境部副部長
柳井保護区保護司会	会長
柳井市更生保護女性会	会長
柳井地区自治会長協議会	会長
柳井市社会福祉協議会	事務局長
柳井市民生委員児童委員協議会	会長



「柳井市再犯防止推進会議」の様子

4 柳井市再犯防止推進計画策定に関わる担当部局一覧

(令和7年4月1日現在)

部 局	課 室 名
総務部	危機管理課
市民部	市民生活課
健康福祉部	社会福祉課 こどもサポート課 高齢者支援課 健康増進課
経済部	企業立地・雇用創造推進室
建設部	建築住宅課
教育委員会	生涯学習・スポーツ推進課 学校教育課



更生保護マスコットキャラクター
「更生保護女性会員のオコジョさん」

<用語解説>

○協力雇用主^(※1)

犯罪・非行の前歴のために定職に就くことが難しい刑務所出所者などを、その事情を理解した上で雇用し、改善更生に協力する民間の事業主をいいます。

○生活困窮者自立支援事業^(※2)

経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなる恐れのある者に対し、自立の支援に関する措置を講じ、自立の促進を図ることを目的としています。

○生活困窮者自立支援事業住居確保給付金^(※3)

離職などの理由により経済的に困窮し、住宅に住むことが困難となっている生活困窮者で、就職を容易にするため住居を確保する必要があると認められる者に対し支給する給付金をいいます。

○居住支援協議会^(※4)

住宅確保要配慮者への支援のあり方などを協議する場として、地方公共団体、不動産関係団体、居住支援団体等が連携して設立しています。

○保護観察所^(※5)

犯罪や非行をし、家庭裁判所の決定により保護観察になった少年、少年院から仮退院になった者、刑務所から仮釈放になった者、保護観察付刑執行猶予となった者に対して、保護観察を行う法務省の機関です。更生保護^(※19)及び医療観察の実施機関として、保護観察、生活環境の調整などの事務を行っています。

○地域生活定着支援センター^(※6)

福祉の支援を必要とする矯正施設を退所した人などが、安定した日常生活が送れるよう生活の環境を整えるとともに、このような人を受け入れる地域社会づくりに取り組んでいます。

○矯正施設^(※7)

刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所^(※20)を指します。

○保護司^(※8)

犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支えるボランティアで、法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員です。犯罪や非行をした人が社会復帰をしたとき、速やかに社会生活を営めるように住居や就職先の調整や相談を行っています。

○民生委員・児童委員^(※9)

地域において、住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行う社会福祉の増進に努めるボランティアであり、厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員です。

○福祉員^(※10)

地域住民から選出され、社会福祉協議会から委嘱を受けた地域福祉活動の推進者です。

○薬物乱用防止指導員（※11）

県の委嘱を受け、児童、生徒、学生を対象に薬物乱用防止の啓発活動を行う学校薬剤師をいいます。

○薬物乱用防止推進員（※12）

県の委嘱を受け、地域において薬物乱用防止の啓発活動、相談及び指導を行うボランティアの人をいいます。

○少年院（※13）

保護処分 of 執行を受ける者などを収容し、矯正教育や必要な処遇を行っています。

○少年サポートセンター（※14）

警察が設置している少年非行の防止と健全育成を目的とした専門組織で、少年相談の受理や立ち直り支援活動、健全育成活動、街頭補導などの少年警察活動を行っています。

○スクールソーシャルワーカー（※15）

いじめや不登校など、学校や日常生活における問題に直面する子どもを支援する社会福祉の専門家をいいます。

○更生保護女性会（※16）

更生保護に関する広報活動、地域の犯罪予防活動、犯罪をした者や非行のある少年の更生支援活動に協力する女性ボランティア団体です。

○BBS会（※17）

BBS（Big Brothers and Sisters Movement）は、「兄」や「姉」のような身近な存在として接しながら、少年が健全に成長していくことを支援する青年ボランティア団体です。

○更生保護サポートセンター（※18）

保護司会が地域の関係機関や団体と連携しながら、犯罪や非行のない明るい社会を築くため、更生保護活動を行う拠点となるところです。

○更生保護（※19）

犯罪をした者や非行のある少年を社会の中で適切に処遇することにより、自立し改善更生することを助けることで、社会を保護し、個人と公共の福祉を増進しようとする活動をいいます。

○少年鑑別所（※20）

家庭裁判所等の求めにより、少年の心身の鑑別（※21）、観護処遇、地域社会における非行及び犯罪の防止に関する援助を行っています。

○鑑別（※21）

医学、心理学などの専門的知識及び技術に基づき、非行や犯罪に影響を及ぼした資質や環境上の問題を明らかにし、処遇に資する適切な指針を示すことです。

柳井市健康福祉部社会福祉課

郵便番号 742-8714 柳井市南町一丁目10番2号

電話：0820 (22) 2111 / FAX：0820 (23) 7566

メールアドレス：shakaifukushi@city-yanai.jp